

令和7年度(2025年度)八王子市社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年(2017年)4月1日に全面施行された。

このことから市は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、より一層経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 定款

（ア）法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、定款に記載された内容が事実や実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、市への認可申請もしくは届出が行われているか。

イ 内部管理体制

特定社会福祉法人において、内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

ウ 評議員

（ア）適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）在任する評議員の人数は、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているか。

（エ）善管注意義務を果たしているか。

エ 評議員会

（ア）評議員会の招集については、理事会の決議により日時及び場所等を定めているか。

（イ）法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

（ウ）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（エ）法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

（ア）適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）定款で定めた員数を選任しているか。

（エ）理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続により行われているか。

（オ）善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

（ア）評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を選任しているか。

（イ）理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事の過半数の同意を得ているか。

(ウ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

(ア) 法人の業務の決定に当たり、要決議事項について、適正に審議しているか。

(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)

(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

(オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

(カ) 理事に委任される範囲が、理事会の決定において、明確に定められているか。

(キ) 法令に基づき理事に委任できない事項について、理事に委任されていないか。

(ク) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

(ケ) 借入金(多額の借財に限る。)が理事会の決議を踏まえて行われているか。

ク 会計監査人

(ア) 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。

(イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員(理事、監事)の報酬等

(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

(イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

(ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(エ) 報酬等が不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業(国通知で認められた場合を除く。)又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(エ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(オ) 理事長等が他の事業を経営している場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制が確立されているか。

(ウ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 計算書類等が法令に基づき適正に作成されているか。

(オ) 注記が法令に基づき適正に作成されているか。

(4) その他

ア 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

オ 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。

カ 契約等については、関係通知に基づく適正な手続により、随意契約及び入札契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

3 一般監査の実施

(1) 対象法人

八王子市長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

なお、実施に際し、感染症拡大防止に関し、最大限の注意をもって行うものとする。

イ 実施単位

法人を単位として実施する。

ウ 班編成

原則として主査級以上の職にある者を長とする職員 2 人以上で編成する。

エ 実施通知

原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

オ 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、各施設検査の日程及び対象をできる限り勘案して決定するものとする。

カ 延長及び監査事項の省略等

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号）別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

(3) 実施計画の作成時期

本方針を踏まえ、年度当初に策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 前年度までの指導監査における指摘事項の改善が図られていない法人

- (エ) 苦情通報等が多く寄せられている法人又は苦情通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人
- (オ) 現況報告書等を提出していない法人
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人又は当該評価結果において問題がある法人
- (キ) 法人設立認可後、指導監査を実施していない法人
- (ク) 新設かつ施設整備中の法人
- (ケ) 東京都又は八王子市から民間移譲された施設を運営する法人

4 特別監査の実施形態

(1) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実施に際し、感染症拡大防止に関し、最大限の注意をもって行うものとする。

(2) 実施単位

法人を単位として実施する。

(3) 班編成

原則として指導監査課長を長とする職員3人以上で編成する。

(4) 実施通知

原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

5 関係団体等との連携

(1) 社会福祉法人の所轄庁としての区市等

ア 社会福祉法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 市と都、区市等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 国及び東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等（関係行政庁を含む。）と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。